

(10月1日現在)	(9月中)
人口・33,249	出生・34
男・15,982	死亡・17
女・17,267	転入・76
世帯・6,671	転出・55

来年四月、市議、県議選

公選法改正で供託金倍増

来年は統一地方選挙の年です。予定されている選挙では、まず3月に市議会委員の選挙があり、続いて4月には市議会議員と県議会議員、さらに期日は未定ですが7月ころには参議院議員の選挙と、続けて4つもの選挙が予定されています。

種別出時間、午前八時三十分から午後五時までは、市議員は三万円、県議員は六万円、これまでは三万円とそれぞれ倍増されました。

市の有権者 本市の有権者は九月一日現在で男一萬二千二百一人、女一萬一千六百二十六人、合計で二萬三千八百八十七人となっており、これを投票区別に見ると次のとおりです。

投票区 有権者数

一(白根保育園)	二、三二二
二(諏訪木)	一、八二九
三(戸頭小学校)	五、六九
四(茨倉根)	一、一六八
五(新飯田中学校)	四、四二
六(新保保育園)	四、二二
七(庄瀬駐在所)	五、四二
八(錦物館保育所)	五、八三
九(南部公会堂)	三、〇五
一〇(小林小学校)	六、九二
一一(戸石)	六、三三
一二(白井)	三、二九
一三(笠巻保育所)	八、〇二

選挙運動 選挙運動の出来るのは、立候補の届け出の日から投票日の前日までです。

買収、供託、選挙妨害 選挙運動のために買収をしたり、ご馳走をしたり、されたりすることや、候補者についてデマを流したり、候補者を、選挙人、選挙運動員をおどかしたり、演説、集会、交通などを妨害したり、選挙用ポスターを破いたりした行為は、選挙の自由を妨げると見なされます。

供託金は倍増に 四十四年六月に公職選挙法の一部が改正になり次回の選挙から立候補の届け出事項と供託金の額が次のとおり変わります。

立候補の届け出 立候補の届け出期間と、立候補の辞退ができる期間は、告示のあった日から二日間(これまでは四日間)と短縮されました。

また、これら選挙関係の各

税の知識

今回は市税のうち軽自動車税について説明します。

軽自動車とは 原動機によって陸上を移動または、けん引させることを目的として制作された用具であって、原動機の排気量、出力などが少ない自動車をいいます。

軽自動車の種類 軽自動車でもその種類は色々あって、大別すると次のようになります。

一、原動機付自転車(通称第一種、第二種バイク)

二、軽自動車(排気量の少ない乗用車、貨物車など)

三、小型自動車(通称オートバイ)

軽自動車は所有者に課税

税金はいくらかかるか 軽自動車の税金は、毎年四月一日現在で所有している者に、次の区分によって税金がかかります。ただし、二の軽自動車、三の二輪の小型自動車、および四の小型特殊自動車のうちその他の車については、廃車、取得によって月割

四輪以上のもの 四千五百円

乗用 二千五百円

貨物 二千五百円

三、二輪の小型自動車(二五〇ccをこえるもの) 二千五百円

四、小型特殊自動車 千円

農耕作業用のもの 千円

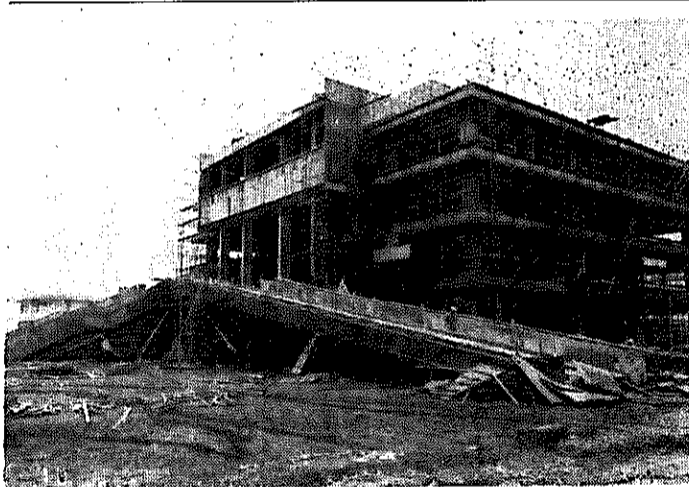
その他のもの 千円

四、小型特殊自動車(農業用トラクター、または特殊作業用車)

軽自動車の登録など 自動車はすべて登録または届け出をし、標識の取り付けを受けた後でなければ運行に使用してはならないことになっています。

選挙運動の出来るのは、立候補の届け出の日から投票日の前日までです。

買収、供託、選挙妨害 選挙運動のために買収をしたり、ご馳走をしたり、されたりすることや、候補者についてデマを流したり、候補者を、選挙人、選挙運動員をおどかしたり、演説、集会、交通などを妨害したり、選挙用ポスターを破いたりした行為は、選挙の自由を妨げると見なされます。



新市庁舎 車寄せも完成
新市庁舎の建設工事は順調に進み、ごらんのとおり車寄せも完成、いま窓などの取り付けが進められています

処罰されます。ただし自分の家に無断ではられたポスターをはがしても、選挙妨害にはなりません。

戸別訪問 選挙運動のために一戸一戸訪ねまわるとは「戸別訪問」として禁止されています。戸別訪問は家庭に限らず、会社、工場などを訪ねることもいけません。各戸を訪問するつもりで一戸だけ訪ねても、やはり戸別訪問になります。ところが、床屋とか商店など

どの主人が、たまたま来た客に投票を依頼することはできません。これに似たもので、電話を使って「〇〇さんに投票してください」と各戸に電話することや、道路とか電車、バスなどの乗り物の中でたまたま会った知人などに投票を依頼することは違反になりません。

飲食物の提供 だれでも選挙運動に関して飲食物をふるまってはならないことになっています。ただ

泣き寝入りはすまい 交通事故や詐欺、横領その他の犯罪で被害を受け、犯人を告訴したが検察官が起訴してくれず、なっとくのいかなるまま泣き寝入りをしていくという方はありませんか。こんな方は新潟地方裁判所(新潟市学校町一)の四階にある「新潟検察審査会」電話〇二五二、二二一四三三に遠慮なくご相談ください。審査の申し立てに費用はいっさいかかりません。

この検察審査会は、市町村の永久選挙人名簿からくじで選ばれた、十一人の審査員で構成されており、審査の申し立てを受けると、民意を代表して事件の真相を秘密裡に

し、湯茶とか茶受け程度の菓子ならさしつかえなく、また運動員などに出す弁当についても一定の制限のもとに認められています。

文書の配布 選挙運動のために配ることのできる文書は、選挙運動用のものが、ただです。したがって、このはがきを候補者からもらって、友人や知人に

和田教育委員を再任 無雪化対策で総理に意見書

養教育委員を再任したい旨議会にはかり、満場一致で議会の意向を得ました。

また、同議会では議員提出による意見書が議決され、佐藤総理大臣をはじめとする関係方面へそれぞれ送付されました。

この意見書は、符合藤次郎議員が提出者とする「豪雪寒冷地帯の無雪化対策確立に関する意見書」で、送付先と意見書の内容は次のとおりです。

内閣総理大臣 佐藤栄作、自治大臣 秋田大助、建設大臣 根本竜太郎、経済企画庁長官 佐藤一郎、新潟県知事 亘四郎

豪雪寒冷地帯の無雪化対策確立に関する意見書

豪雪寒冷地帯という自然条件下にある新潟県地方は、雪によって産業の発展はもとより、民生の安定が著しく阻害され、雪害事業の対策として制定された現行法のもとでは、真の経済的、社会的後進性を打破し得ない実情にある。よって政府は、国土の均衡ある発展を促進するため、雪のもたらす膨大な損失の実態を再確認し、抜本的な総合的対策を確立するよう、特に左記事項の早期実現を強く要望する。

記

一、無雪化道路建設特別措置法(仮称)の制定

一、無雪都市建設特別措置法(仮称)の制定

一、国立雪害総合対策研究機関の新潟県設置

ここに、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十五年九月二十二日 新潟県白根市議会

議会の動き 第八十二回(九月)定例会議の最終日、吉沢市長は同日三十日任期満了となる和田文



和田教育委員

あなたの常識が疑われます。川や堀へのゴミの投げ捨てはやめましょう

そのひとつひとつはたいした量でなく、その場から流れ去って跡が残らないため気安く捨てがちですが、下流に集まったゴミの量は大きく、しかもたいへん見にくいものです。私たちが育ち、生活して行く上に、川は重要な役割りを果たしてくれています。川を大切にしましょう。川をきれいにしましょう。